

答申 5 3 号（諮問第 5 4 号）

「研究会」談合住民訴訟事件の
応訴・控訴に要する費用のうち、これに要し
た職員旅費支出に関する資料の部分開示決定
に対する異議申立の件に係る答申書

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、群馬県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成15年7月22日付けで、「『研究会』談合住民訴訟事件の応訴、控訴に要する費用(弁護士費用、職員の旅費を含む)支出に関する資料」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成15年8月5日、本件請求に係る公文書を「沼田土木事務所職員が平成13年1月22日及び平成15年6月13日の両日、「研究会」談合住民訴訟事件の口頭弁論開催日に傍聴のため前橋地方裁判所へ出張したことに要する費用を支出するための一連書類『旅行命令簿』、『旅費請求書』、『支出回議書』(以下「本件公文書」という。)と特定し、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、本件処分の公文書を開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した(なお、弁護士費用の支出に関する資料は別途部分開示決定を行った。)

条例14条第2号該当

本件公文書に記載されている「職員番号」、「職級」、「住所地」及び「金融機関情報」は個人識別情報であるため

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年9月11日付で、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成15年10月9日、本件申立事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しと、全面開示するとの決定を求める。

(2) 条例における開示・非開示の解釈について

条例14条2号は個人識別情報を原則非開示としたうえで、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものとして、ただし書きイにより非開示情報から除外している。

条例14条第2号ただし書きハは、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る情報について非開示情報から除外している。

条例 14 条第 2 号ただし書き八により氏名が公表された場合は、「特定の個人を識別することができる情報」を保護する利益がなくなるから、これらの情報は公開すべきである。

条例 15 条は、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが出来るときは、部分開示をすべきことを規定している。

(3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

・住所

本件記載の住所は群馬県職員の住所であるが群馬県職員の住所は群馬県職員録に記載されている。そして、群馬県職員録は県立図書館等で公開されているから、群馬県職員の住所は公衆が知り得る状態におかれている。よって、ただし書きイに該当する。また、知事は「住所地は」職務遂行上必要としない情報であるともいうが、「住所地」により支給される旅費が決まるのであるから「住所地」は「旅行命令」及び「旅費支出命令」という職務遂行に不可欠な情報である。

・職員番号

知事は「職員番号」は個人を識別できる情報であるとして非公開とするが、職員氏名が公開されている以上「特定の個人を識別することができる情報」を保護する必要はない。また、知事は「職員番号」は職務遂行上必要としない情報であるともいうが、「旅行命令」及び「旅費支出命令」という職務遂行の管理に必要であるからこそ、旅行命令簿、支出回議書、旅費請求書に「職員番号」が記載されているのである。

・職級

知事は「職級」は個人を識別できる情報であるとして非公開とするが、職員氏名が公開されている以上「特定の個人を識別することができる情報」を保護する必要はない。また、知事は「職級」は職務遂行上必要としない情報であるともいうが、「職級」により支給される旅費は変わり得るのであり「旅行命令」及び「旅費支出命令」という職務遂行に不可欠な情報である。

・金融機関情報

県の説明責任に照らせば、相違なく本人名義の口座に振り込んだことが確認される必要がある。仮に、金融機関名、口座番号が職員のプライバシーに関する情報であるとしても、口座名義だけは部分開示すべきである。

・出発地

平成 15 年 6 月 6 日付「旅行命令簿」には出発地が中段部と下段部の 2 カ所に記載されているが、中段部は公開され、下段部は非公開とされている。同じ内容であれば片方のみ非公開とする理由はない。仮に異なる内容だとしたら一度に 2 カ所から出発したことになる。あり得ない事だが、そうだとした場合、非公開とする理由にはならない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している非開示の理由を要約すると次のとおりである。

(1) 条例における開示・非開示の解釈

条例第1条の目的及び第13条の公文書の開示の原則を踏まえたうえで、第14条各号に規定する「開示してはならない」情報に該当する部分が含まれていないかどうかを検討した。

(2) 開示請求に係わる公文書の記載事項について

・旅行命令簿

旅行命令簿は、職員に対して公務のため旅行することを命令するものである。

職員の氏名、職員番号、旅行期間、職級、住所地、出発地、帰着地、用務等が記入されている。

・旅費請求書

旅費請求書は、公務のため旅行した職員が旅行に要した費用を請求するため、作成するものである。

職員の氏名、職員番号、旅行期間、請求額等が記入されている。

・支出回議書

支出回議書は、公務のため旅行した職員に対し、支出負担行為及び支出命令を発するための回議用紙である。

職員の氏名、職員番号、金融機関情報等が記入されている。

(3) 公文書を開示しない理由

条例14条2号は、個人に関する情報の非開示情報としての要件を規定したもので、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は原則開示してはならないとしている。しかし、今回、条例第1条の趣旨に則り、県費の支出に関しては、目的、内容や支出の相手方、金額、支払時期等、職務遂行上必要とされる内容について個人が識別できる情報であっても開示したところである。

実施機関としては、「職員番号」「職級」「住所地」「金融機関情報」などは、本来職務遂行上必要としない内容で、個人を識別できる情報であること、また、同条条文中「その他の記述等」とは、住所、個人別に付された記号、番号等が挙げられており、個人が識別できる特定の情報であると解釈されていること、同条は原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別しておらず、さらに、特に非開示とすべきでない情報を、ただし書き「八」において除外しているが、公務員についても、個人としての権利利益は十分に保護される必要があると判断されるなど、このような考えに基づき公文書の一部を非開示とした。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共

の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が条例第14条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 条例第14条第2号の該当性について

本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第2号本文に該当するかどうかについて検討する。

本号にいう「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることになる氏名その他の記述の部分だけでなく、特定の個人情報全体を指すほか、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別となるものについても含まれると解される。

一方、県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員の私事に関する情報が含まれている場合を除き、公務員個人が同号にいう「個人」に当たることを理由に同号にいう非開示情報に当たるとはいえず、同号八でいうところの公務員の職務遂行情報であると判断されるべきものである。

上記の前提を基に審査したところ、本件公文書は沼田土木事務所の職員が前橋地方裁判所で行われた「『研究会』談合住民訴訟事件」の口頭弁論を傍聴したことに伴う旅行命令及び当該旅行に係る旅費請求等のために作成されたものである。

本件処分において非開示とされた「職員番号」「職級」「住所地」は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするためのものである。「職員番号」は、職員のいわゆる背番号として、人事管理、給与支給等の面で職員の特定、識別を行うものとして用いられるばかりでなく、共済組合員証番号にもなりうるものであり、当該職員の私事に関する情報に属すると判断される。

「職級」は、これだけでは当該職員の給与額を特定できる訳ではないが、標準的な給与額が明らかになることから、当該職員の所得に関する情報、すなわち私事に関する情報に属すると判断される。「住所地」については住所そのものではないが、当該職員個人の居住という私事に関する情報に属すると判断される。

次に「金融機関情報」であるが、旅費等が振り込まれる預金口座の口座名義人及びその口座番号は私生活上の事実に関する情報であり、その情報を誰に対してどのような範囲で明らかにするかは、当該公務員個人の意思に委ねられるべきものであり、その全体が私事に関する情報に属すると判断される。

最後の「出発地」については通常は職務遂行情報であると考えられるが、非開示とした理由を確認したところ、「旅行命令(依頼)簿」の「形態」欄に記載されている「出張後帰庁」は、自宅から出張先に出かけ職場に戻るという旅行形態であり、その場合「出発地」欄に職員の自宅の住所が記載されることになっていることが判明した。住所地の記載自体は上記のとおり私事に関する情報に属すると判断されるため、

本件事案については、職務遂行情報であるとはいえない。

以上これらの情報全てが「氏名」欄に記載された職員の氏名と一体として同職員の私事に関する情報そのものを成すものであるから、条例 14 条 2 号の非開示情報に該当する。

なお、群馬県職員録は県立図書館等で公開されており、公衆が知り得る状態におかれているのではないかという申立人の主張の件であるが、群馬県職員録は過去においては販売（平成 8 年度分まで）され、県立図書館でも閲覧可能な状態におかれていたが、平成 9 年度分からは、販売自体を止め、県立図書館でも群馬県図書館資料提供制限実施要綱に基づき特別な保管をし、閲覧等の提供をしないこととしている（平成 8 年度以前のものについても現在準じた扱いをしている）。

そのような経過を踏まえれば、現に公衆が知り得る状態にあるとはいえない情報と解される。

また、今回開示されている情報と群馬県職員等の旅費に関する条例・旅費支給規則その他明らかにされている情報を併せれば、本件処分により非開示となった情報がなくても職務遂行に係る部分が明らかになることから、実施機関は説明の責務を果たしていると判断される。

6 審査の結果

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------------|---------------------|
| 平成 15 年 10 月 9 日 | 諮問 |
| 平成 15 年 11 月 13 日 | 実施機関からの理由説明書を受領 |
| 平成 15 年 12 月 1 日 | 異議申立人からの意見書を受領 |
| 平成 16 年 6 月 14 日 (第 101 回審査会) | 審議 (実施機関の口頭意見陳述) |
| 平成 16 年 7 月 27 日 (第 102 回審査会) | 審議 |
| 平成 16 年 8 月 24 日 | 答申 |